

2. 令和2年度取組実績(令和3年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要 令和2年度事業の実施状況 (令和3年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和2年度事業の成果等	
				R元実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R元目標	R元実績		達成率
				R2実績					R2目標	R2実績		
				R3計画	事業実施の根拠法令条項				R3目標			
事業期間	法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業	他の評価 対象事業 (公共、研究等)	事業対象								
所管課(室)名												
取組項目 i	○	1	健やか親子サポート事業 (妊娠・出産包括支援推進事業)	142	71	398	市町が子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産包括支援事業(産後ケア事業、産前産後サポート事業)を実施する体制を整備するために、連絡調整会議の開催や市町保健師等の専門職への研修を実施した。	【活動指標】				●事業の成果 ・子育て世代包括支援センターの機能強化のため、市町を対象とした研修会を開催し、人材育成を行った。また、市町担当者会議において国の動向の情報提供や意見交換会を実施し、妊娠・出産包括支援事業の取り組みが進んだ。 ・開設が遅れている市町にはヒアリング等を行い、進捗状況、課題等の整理を行い、R3年度には全市町開設の目処がたった。
				84	42	392		子育て世代包括支援センターに係る研修会開催(回)	数値目標なし	1	—	
				375	188	393		【成果指標】				
			H28-					子育て世代包括支援センター設置市町数(市町)	数値目標なし	17	—	
			こども家庭課	—	—	—	市町	21				
取組項目 ii	○	2	特定不妊治療費助成事業費	111,585	59,411	2,386	医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の一部を助成した。	【活動指標】	916	1,024	111%	●事業の成果 WEBサイトやリーフレットを通じ、不妊の定義等についての周知を図る取組みを進めることで、相談件数が増加した。また、治療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図った。
				99,835	53,824	2,347		相談件数(件)	1,024	1,055	103%	
				110,998	55,304	2,356		【成果指標】	535	607	113%	
			H16-					助成組数(長崎市及び佐世保市を除く)(組)	607	553	91%	
			こども家庭課	—	—	—	特定不妊治療を受けた夫婦	553				
取組項目 iii	○	3	周産期医療確保対策事業費	49,649	0	795	周産期母子医療センターの安定的な医師確保等を図るため、人件費等運営費について補助を行った。	【活動指標】	3	3	100%	●事業の成果 ・周産期母子医療センターに対し、人件費等、運営費の補助を行い、NICUで勤務する医師や看護師の育成につながっている。
				82,768	15,561	783		補助医療機関数	3	3	100%	
				112,421	11,822	785		【成果指標】	数値目標なし	9,465	—	
			H22-					NICU延患者数(人)	数値目標なし	8,834	—	
			医療政策課	—	—	—	医療機関	数値目標なし				
取組項目 iv	○	5	周産期医療体制整備等事業費(医療介護基金)	2,466	0	2,386	周産期母子医療センター退院後の在宅等における療養体制の充実を図ることで、センターの負担軽減を図った。	【活動指標】	9	8	88%	●事業の成果 ・全ての本土医療圏ごとに研修を実施し、小児在宅医療に係る体制強化を図ることができた。
				2,324	0	2,349		症例検討会等の開催回数(回)	9	6	66%	
				4,000	0	2,356		【成果指標】	16	2	100%	
			H28-					総合周産期母子医療センターの満床による受入れ不可能件数(件)	2	6	33%	
			医療政策課	—	—	—	医療機関	6				

取組項目 v	6	乳児家庭全戸訪問事業	10,834	10,834	795	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談、助言その他の援助を行う市町に対して補助を行った。	【活動指標】 訪問件数(件)	数値目標なし	8,197	—	●事業の成果 ・全戸訪問の実施により、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保に寄与した。
			10,195	10,195	782			数値目標なし	8,074	—	
			12,589	12,589	785			数値目標なし			
		子ども・子育て支援法第59条			【成果指標】		—	—	—		
		H25-	—	—			—	—	—		
こども家庭課	○	○	—	市町	—	—	—	—	—		
取組項目 vi	7	養育支援訪問事業	2,649	2,649	795	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が必要であると認めた家庭に対し、居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う市町に対して補助を行った。	【活動指標】 支援件数(件)	数値目標なし	1,682	—	●事業の成果 ・専門的相談支援、育児家事援助の実施により、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減に寄与した。
			3,258	3,258	782			数値目標なし	2,014	—	
			3,650	3,650	785			数値目標なし			
		子ども・子育て支援法第59条			【成果指標】		100	100	100%		
		H25-	—	—			事業対象家庭に対する支援実施率(%)	100	100	100%	
こども家庭課	○	○	—	市町	100						
取組項目 vi	○	新生児聴覚検査機器整備事業				聴覚検査機器(自動ABR)を所有していない小規模の産科医療機関が聴覚検査機器(自動ABR)購入する際の経費について補助を行う。(5機関)	【活動指標】 補助医療機関数(累積)				—
			6,960	3,480	0				5		
		(R3新規)R3-5			—		【成果指標】				
		こども家庭課	—	—	—			産科医療機関	自動ABR設置率(%)	78	
取組項目 vii	○	福祉医療費助成費	977,421	977,421	2,386	市町が行う乳幼児・母子家庭等の医療費の助成に対する補助を行い、健康保持と経済的負担の軽減を図った。	【活動指標】 乳幼児支給件数(件)	数値目標なし	1,049,330	—	●事業の成果 ・市町が行う医療費の助成に対し補助を行い、乳幼児、ひとり親等の健康維持と経済的負担の軽減に寄与した。
			811,693	811,693	2,347			数値目標なし	849,836	—	
			973,531	973,531	2,356			数値目標なし			
		S49-			—		【成果指標】	—	—	—	
		こども家庭課	—	—	—			市町	—	—	
取組項目 vii	10	児童手当給付費	3,045,863	3,045,863	2,386	中学校修了前の児童を養育する父母等に児童手当を支給し、生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図った。	【活動指標】 支給延児童数(人)	数値目標なし	1,795,327	—	●事業の成果 ・児童手当の支給により、家庭等における生活の安定と児童の健全な育成に寄与した。
			2,988,930	2,988,930	2,347			数値目標なし	1,761,114	—	
			2,962,326	2,962,326	2,356			数値目標なし			
		児童手当法			【成果指標】		—	—	—		
		S47-	—	—			—	—	—		
こども家庭課	○	—	—	市町	—	—	—				
取組項目 viii	○	子育て応援住宅支援事業	10,791	5,936	2,651	多子世帯や新たに3世代で同居・近居するための改修工事又は中古住宅取得に要する経費の一部を助成することで、安心して子どもを産み育てることのできる居住環境の整備を図った。	【活動指標】 事業実施市町数(市町)	20	20	100%	●事業の成果 ・多子世帯や新たに3世代で同居・近居するための改修工事又は中古住宅取得に要する経費の一部を助成することで、安心して子どもを産み育てることのできる居住環境の形成に寄与した。
			15,228	8,376	2,658			20	20	100%	
			30,000	16,500	2,615			20			
		R元-			【成果指標】		100	64	64%		
		住宅課	—	—			—	市町	多子世帯への支援数や3世代同居・近居開始数(世帯)	100	

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 市町における子育て世代包括支援センターの設置支援</p> <p>v 乳幼児健診、産後ケア、産婦健診など母子保健事業の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度中には全市町において子育て世代包括支援センターを設置予定であるが、センター機能をさらに充実・強化していく必要があるため、人材育成や妊娠・出産包括支援事業(産後ケア事業、産前産後サポート事業)の実施に向けた支援が必要である。 ・産後ケア事業、産婦健診の母子保健事業の推進を図るため、担当者会議等で情報交換や国の動向について情報提供を行った。特に産後ケア事業については、市町村での実施が努力義務として母子保健法上位置づけられたことから、引き続き全市町での実施に向けた支援が必要である。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの機能強化や妊娠・出産包括支援事業(産後ケア事業、産前産後サポート事業)を実施する体制の整備に向け、市町に対する情報提供や専門職への研修を継続して実施する。 ・産後ケア事業や産婦健診を実施する体制の整備に向け、市町に対する情報提供や専門職への研修を継続して実施する。
<p>ii 不妊に関する相談や不妊治療に対する助成</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どものいない夫婦のうち不妊を心配したことがある夫婦の割合は55.2%で、そのうち検査や治療を受けたことがない夫婦は26.2%というデータがある。 ・令和3年1月から助成内容が拡充され、さらに令和4年度からの保険適用を見据えた動きもあり、不妊治療を検討する方が増えると想定されるため、情報提供や相談体制の充実強化が必要である。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを望む夫婦が、より出産に至る確率が高い時期に適切な治療を開始し出産を迎えることができるよう、引き続き不妊に関する知識等の普及啓発を行っていく必要がある。 ・相談体制の充実強化のため、不妊専門相談センターの相談員の資質向上に努めるとともに、民間委託によるLINE相談を継続して実施する。
<p>iii 周産期医療に携わる人材の育成・確保対策</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期母子医療センターの施設整備等へ支援を実施した結果、NICU病床数の国の基準をクリアし体制の充実強化につながったが、この効果・実績が周産期医療を担う人材の育成等を含め、どのように現れるか検証する必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標等の推移により効果を確認するとともに、効果が現れない部分については、検討部会や関係する医療部門と連携して原因等を再度検証する。
<p>iv 周産期から小児まで継続性のある医療支援</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療を必要とする小児等に携わる医療・福祉関係者への研修や関係者会議の実施により、周産期母子医療センターから早期に退院できる環境等の確保や退院後の地域での療養体制の充実に資することができたが、災害時の支援体制構築など更なる取り組みが必要である。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療を必要とする小児等に携わる医療・福祉関係者の連携体制の強化・拡充を引き続き図るとともに、長崎県内の医療的ケア児の実数・実態把握等を行うことで、より効果的な体制を検討していく。
<p>vi 新生児に対する疾病や障害の早期発見</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の全産科医療機関において新生児聴覚スクリーニング検査を実施しているが、機器によっては、一部の聴覚障害の発見が難しい場合があるため、すべての新生児に対し、国等が推奨する精度の高い機器の使用を促進し、聴覚障害児の早期発見・早期治療の体制整備が必要である。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どの産科医療機関においても同じ精度の検査が提供できる体制を整備するため、聴覚検査機器(自動ABR)の購入費の補助を継続する。
<p>vii 現物給付等による医療費助成</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭の医療機関での窓口負担が軽減され、病状が重篤化する前に安心して受診することができる環境が整えられるとともに、経済的負担の軽減により、子育て家庭の支援につながっているため、継続して実施する必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して受診できる環境を整えるとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を充実する観点から、制度を維持継続していく。

viii 子育て世代への住宅支援

●実績の検証及び解決すべき課題

・子育て応援住宅支援事業の実績件数及び「3人以上の子どもがいる多子世帯」に対する補助件数は共に増加しており、順調に制度が活用されている。
 ・しかし、事業の目標件数100件には及ばなかったため、更なる制度の周知が必要である。

●課題解決に向けた方向性

・不動産事業者や工務店など、業界への事業周知を粘り強く行うとともに、県民が日常的に利用する施設において事業周知を広げることで、制度利用者の増加を図る。

4. 令和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和3年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和3年度の新たな取組は「R3新規」と、見直しが無い場合は「—」と記載	令和4年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 i v	○	1	健やか親子サポート事業(妊娠・出産包括支援推進事業)	—	⑨	安心して希望する妊娠・出産、子育てができるよう、子育て世代包括支援センターの機能強化や妊娠・出産包括支援事業(産後ケア事業、産前産後サポート事業)を実施する体制の整備に向け、市町に対する情報提供や専門職への研修を継続して実施する。 研修会等の開催方法については、オンラインを検討するなど、コロナ禍でも安心して確実に開催できるよう見直しを行う。	改善
			H28-				
			こども家庭課				
取組項目 ii	○	2	特定不妊治療費助成事業費	国の制度拡充に伴い、県においても、令和3年1月1日治療終了分から特定不妊治療の助成額の拡充と所得制限の撤廃を行った。また、不育症検査費用の助成を新たに開始した。	⑨	国において、令和4年度からの不妊治療の保険適用開始に向けた検討が進められており、国や他自治体の動向を確認しながら、新たな国の制度設計に応じ、現在実施している事業内容の見直しを行う。	縮小
			H16-				
			こども家庭課				
取組項目 iii	○	3	周産期医療確保対策事業費	—	—	本事業は、周産期母子医療センターの安定的な医師確保等を図るため、人件費等運営費について補助を行うものであり、継続して実施する。	現状維持
			H22-				
			医療政策課				
取組項目 iv	○	5	周産期医療体制整備等事業費(医療介護基金)	—	—	本事業を継続して実施し、周産期母子医療センター退院後の在宅等における療養体制の更なる強化を図るとともに、周産期母子医療センターの負担軽減を図る。	現状維持
			H28-				
			医療政策課				
取組項目 vi	○	8	新生児聴覚検査機器整備事業	R3新規	⑩	引き続き、聴覚障害の早期発見・早期治療の推進を図るため、精度の高い聴覚検査機器(自動ABR)の購入費補助を行う。 また、設置状況をみながら、計画的に進めていくため、補助対象者は漸次減少する。	縮小
			(R3新規)R3-5				
			こども家庭課				

取組項目 vii	○	9	福祉医療費助成費	寡婦医療費助成については、助成実績が少なく、小規模補助金であったため、予算の効果的な活用及び市町との役割分担の観点から廃止し、市町の状況に応じ、市町の単独事業として継続実施されている。	—	子育て世代の経済的負担軽減を図り、子どもを安心して産み育てる環境を整え、子育て支援を充実する観点から制度維持を図っていく。	現状維持
			S49-				
			こども家庭課				
取組項目 vii	○	10	児童手当給付費	—	—	児童手当法に基づき引き続き実施していく。	現状維持
			S47-				
			こども家庭課				
取組項目 viii	○	11	子育て応援住宅支援事業	制度利用者の増加を図るため、不動産事業者や工務店など、業界への事業周知を行うことに加え、県民が日常的に利用する施設において事業周知を行うよう、周知の方法を見直した。	②	安心して子どもを産み育てることのできる居住環境の形成をさらに促進するために、住宅の取得・改修への支援や事業周知に引き続き取り組んでいく。過年度の実績やアンケート結果等を踏まえ、課題を明確化した上で事業の見直しを行う。	改善
			R元-				
			住宅課				

注:「2. 令和2年度取組実績」に記載している事業のうち、令和2年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点